



東京外環道を止めるため 私たちは提訴しました。

地権者住民の許諾なしに、住宅地の真下にトンネルを掘る「大深度法」。その違法性・危険性・不当性を訴える訴訟をご支援ください。



ストップ！東京外環道
～住宅の真下に

トンネルいらない！～

「東京外環道訴訟」 提訴報告集会



2018年1月20日(土)18:30～

場所:武蔵野公会堂 第1・2会議室

JR 中央線吉祥寺駅南口徒歩2分 TEL 0422-46-5121

報告 弁護団;武内更一さん、遠藤憲一さん。

原告;岡田光生さん 他。

原告が訴訟にいたる思いを訴えます。

東京外環道事業は、2014年3月に大深度地下使用の認可、都市計画事業の承認・認可がされました。それに対し、沿線住民を中心に1000人を超える住民が異議申し立てを行いました。

国交省には、トンネル工事の安全性、地下水やPM2.5など大気質を始めとする環境問題、本線地上部の建築制限、大深度地下での地中拡幅部工事の危険性、大深度より浅い部分の区分地上権の補償など、多くの問題への回答を繰り返し求めてきました。しかし、いずれも納得のいく回答は得られていません。

2017年7月、大深度地下使用の認可に関する異議申し立てを「棄却・却下」とする「決定書」が送付されてきましたが、その理由は、全く納得できないものです。

そこで、私たちは、司法の場できちんと議論し、回答を得るべく、12月18日に東京地裁に提訴しました。



問合せ先：090-6024-8959（東京外環道訴訟を支える会・かごたに）